

## 審査基準（公表用）

様式第 3 号

所管部(局)・課 農林水産部 生産者支援課

法令名	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適性化に関する法律	法令番号	平成 1 4 年法律第 8 8 号			
手続名	狩猟者登録	根拠条項	第 5 5 条第 1 項			
審査基準	<p>1 狩猟者登録の実施（鳥獣保護法第 57 条、施行規則第 65 条） 鳥獣保護法第 58 条の規定により登録を拒否する場合を除き、同法 57 条及び同法施行規則第 65 条第 1 項各号に掲げる事項を狩猟者登録簿に登録して行う。</p> <p>2 狩猟者登録の拒否（鳥獣保護法第 58 条、施行規則第 67 条） 狩猟者登録を受けようとする者が、次のいずれかに該当するとき、又は申請書のうちに重要な事項についての虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載がかけられているときは、その登録を拒否しなければならない。 狩猟免許を有しない者 法第 52 条第 2 項の規定により狩猟免許の効力の停止を受け、その期間が経過しない者 狩猟により生ずる危害の防止又は損害の賠償について施行規則第 67 条に定める要件を備えていない者</p> <p>（施行規則第 67 条）</p> <p>1 損害保険会社が損害の填補を約する損害保険契約（狩猟に起因する事故のために他人の生命又は身体を害したことによって生じた法律上の損害賠償責任を負うことによって被る損害に係るものであって、保険金額が 3,000 万円以上であるものに限る。）の被保険者であること。</p> <p>2 前号に準ずる資力信用を有すること。</p>					
	受付機関	生産者支援課	処理機関	生産者支援課	交付機関	生産者支援課
		標準処理期間		30 日	目次	178
		標準経由期間		日		